

若狭東高校 いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定

付則：平成28年3月22日一部改定

令和2年8月20日一部改定

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) 「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 道徳・人権教育の推進

道徳・人権に関するホームルーム活動や講演会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 特別活動等の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。また、発達段階に応じて、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促す。

5 いじめの未然防止のための取組み

(1) 教育相談体制の充実

クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてクラスST、LT、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。

SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施し生徒への注意喚起に努める。

(3) 特に配慮が必要な生徒について

以下の当該生徒に対して特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

6 いじめの早期発見のための取組み

(1) 「いじめ発見のチェックポイント」「いじめに関するアンケート」の活用

全職員が「いじめ発見のチェックポイント」をもとに日常的に生徒を観察する。また、毎月「いじめに関するアンケート」を実施し、それをクラス担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(3) 外部機関との連携

警察署（スクールサポーター）や青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換の中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

7 いじめの事案対処の取組み

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

教員は複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。また、特定の教員が抱

え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげて対応する。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、警察署（スクールサポーター）や青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら事案対処し、最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および警察署等と連携して対処する。

(4) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも以下の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

8 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会（生徒支援委員会が兼ねる）

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、教育相談室長、保健部長、養護教諭、
学科・コース主任、学年主任

（活動）・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の委員会等を開催しいじめの事案対処を行う。

①生徒指導委員会

懲罰規定に該当するいじめが起きたとき、いじめの事案対処を行う。

（構成員）校長、教頭、生徒支援委員長、教務部長、生徒指導部長、教育相談室長、科長、
学年主任、生徒指導部生活指導担当、当該学科・コース主任、当該クラス担任、

その他必要な教員。

(活動)・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正
- ・いじめた生徒への対応

②生徒支援委員会

懲罰規定に該当しないいじめが起きたとき、いじめの事案対処を行う。

(構成員) 校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、教育相談室長、保健部長、養護教諭、当該学科・コース主任、当該学年主任、当該クラス担任、その他必要な教員。

(活動)・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正
- ・いじめられた生徒への対応

9 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

10 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、いじめ防止のための環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等の取組みに係る項目を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。